



## 異議申入書

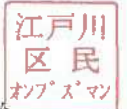
2014 年 6 月 1 4 日

江戸川区長 多田正見殿

〒132-0035 江戸川区平井 2-4-13

江戸川区民オンブズマン

代表幹事 深谷 静雄



次の通り異議の申入れをします。

船堀小の改築工事を請け負った伊勢崎組が倒産し、この結果竣工の遅れ、損害金の発生などを含めて、公共調達制度の欠陥もあらわになりました。この件に関して私たちの見解を含めて異議の申入れを行います。

### 1 船堀小の改築工事を請け負った伊勢崎組の倒産に関して

船堀小の改築工事を請け負った伊勢崎組が竣工前に昨年 2013 年 12 月 4 日に倒産しました。区は事業停止した後にこのことを知るとのこととなりました。しかも、当初、保険金で金額補てんされるから損金は発生しないと言っていたが、この度、損害金が 3500 万円を超えることが判明しました。

区は、契約に当たり過去 3 年間の決算表を提出させているとのことであり、主要には資産の状況を示す「貸借対照表」と企業収益状況を示す「損益計算書」によって経営状況は知りえたはずであり、その後の決算表をみれば財務危機は察知できたはずで、2012 年 7 月期で経常利益はマイナス 2 億 4 千万円、債務超過に陥っていました。巨額の税金を使う工事であり、区は企業の経営状況を当然に掌握して、被害を最小限に抑える必要がありましたが、これをできず責任は重大です。

公共調達審査会（以下「審査会」という）は経営学や会計学などの専門家もおり、財務諸表を見て企業の経営状況を把握できていたはずで、

公認会計士や監査法人による会計監査は上場企業には義務付けられており、どの株式会社でも監査を受けているはずで、したがって、あらたに「利害関係のない」会計士によって会計監査を行うなどという意見は意味がありません。問題は区が請け負った企業の財務状況を正しく掌握し、その後の点検をしていなかったという問題です。この点を含めて、責任の所在を明らかにして、今後の方針を示すべきです。また、公共調達基本条例には、請負業者の倒産などに関する規定はありませんが、当然盛り込むべきです。

### 2 伊勢崎組が落札決定した根拠に関して

船堀小改築工事は 3 者入札でした。伊勢崎組は価格点では 3 位、社会的要請点では 1 位、総合評価点で 1 位となって落札しました。審査会は「社会的要請に対し、一定の実績及び積極的な提案がある」「品質確保への取り組みについて、積極的な提案をしている」「過去工事の工事成績が良好で

ある」と評価をしていました。伊勢崎組は、「社会的要請点」によって、入札額での最下位から逆転・落札することとなりました。結果的には、区は「社会的要請点」によって落札者の選定を誤ったことになり、企業の経営力を正しく評価することができませんでした。この公共調達の基本理念・評価制度を見直すべきではないかと考えます。

### 3 入札者が少ないことは制度的な欠陥の問題

23.7.6 第4回公共調達審査会で「今年度の学校改築で、松江小学校の入札における1者入札等の課題が解消しない場合、制度を大きく転換する必要がある」（給排水と電気が1者入札）と当初から「1者入札」を問題視していました。ところが、その後、春江小や二葛西小でも1者入札が続き、「1者入札でも競争性は失われていない・本入札は有効とする」などと「制度の転換」などには一切触れなくなりました。

今回の倒産問題が起こった後の審査会では、(26.1.22 第5回公共調達審査会)「学校改築事業に区内区外を問わず、参加者が少ないという問題は、入札不調や1者入札の回避という観点から何とかしなければならない」と指摘するに至りました。1回目の松江小の観点に立ち戻ったように見えます。

少数入札は、競争性を阻害し、落札率の高止まりを作り出し、区内業者の企業力を高めず、寡占化をすすめる結果をもたらしました。

監視委員会のアンケート結果は重大な問題点を指摘していました。

<公共調達監視委員会によるアンケート調査（H24.9.21）>

- ・大きな工事で自社には向かない
- ・JVを組んでも7:3では利益が少ない（区外業者の意見）
- ・履行保証がらみで区内業者とJVが組めない（区外業者の意見）
- ・社会的要請点が多く得られない（区内・区外業者）

などから、区内業者でも抽象的な地域貢献性や過去の実績が隘路となり入札者を少なくしたばかりか、区外業者にはさらに入札しづらかったことが読み取れます。

また、改築工事を請け負った「スターツCAM」は1回目の松江小と5回目の松江5中を落札しています。工事を請け負える区内業者が寡占状況であることを示しています。また、5回の工事の中で区外業者がJVを組んで落札したのは1回（関東・塚本建設JV）だけでした。しかもこの時は1者入札でした。

少数入札克服のためには「制度を大きく転換する必要がある」のです。

### 4 入札者数と落札率は制度の根幹にかかわる問題

公共調達制度の発足とともに実施された5校の入札者数と落札率の平均値は次の通りです。

|      |     |       |         |
|------|-----|-------|---------|
| 1～2者 | 10件 | 94.0% | (平均落札率) |
| 3～4者 | 6件  | 88.5% |         |
| 5者以上 | 4件  | 87.3% |         |

横浜市などの例と比べてみると江戸川区は圧倒的に入札者数が少ないこと、同時に、1～2者入札は異常ともいえる高落札率であることが分かります。この改善は、小手先の手直しでは到底困難であります。また、改築工事は規模が大きく（約20億円）、区外業者を締め出すやり方は間違いであ



ることを明確にして改善するべきと考えます。(江戸川区内でなく東京都内に入札可能範囲にすれば、はるかに入札者数は増大する)

A表 \*公共工事入札における落札率に影響を与える要因に関する研究(坂野・渡辺論文)から  
東京、埼玉、神奈川、千葉の各市から(2007年9月アンケート集約)

|            | 指名競争入札       | 一般競争入札       |
|------------|--------------|--------------|
| 平均予定価格(千円) | 17,707       | 30,071       |
| 平均落札率      | 92.1%        | 85.2%        |
| 平均入札者数     | 6.3者         | 7.7者         |
|            | (30市 1,625件) | (31市 1,337件) |

B表 \*各市の情報公開から

○横浜市 23年4~11月 1949件(土木、建築は1億円以上)

|  | 平均落札率 | 平均入札者数 |
|--|-------|--------|
|  | 85.0% | 11.7者  |

○名古屋市 23年度 入札件数 2887件(29業種)

|             |       |       |
|-------------|-------|-------|
| 一般競争入札(64%) | 84.8% | 12.5者 |
| 指名競争入札(36%) | 85.8% | 5.4者  |

(注) 区は「入札を辞退した業者」「予定価格オーバーで失格した業者」を加えて入札者数としているようですが、入札者数を多く見せるための欺瞞的な言い方です。今後、正確に表現してください。

## 5 管工業を一体とする意見について

船堀小、二葛西小、春江小の「空調設備工事」と「給排水設備工事」を同一業者が請け負っています。これに関して、審査会では「一括発注したほうがよいのではないか」との意見が出ています。これには、異議があります。

公共調達条例制定に当たり「分離発注」を決めたものですが、これは、江戸川区内でこの規模の工事の業者を育成、活性化することを目標としたものであり、一部業者に仕事を独占化させないためだったものであるはずで、3校の管工事が同一業者になったことが問題で、これを改善するのが急務ではないでしょうか。

なお、両工事ともに5回目(松江5中)の落札業者は、一回目(松江小)の業者と同じでした。この管工事でも寡占化がすすんでいると思われるので、

## 6 予定価格を上乗せすれば入札が増えるという意見に関して

特にオリンピックなど公共事業が増える中で、公共調達に魅力がなくなっているとの意見と思われませんが、これは当たらないと思います。1者入札になったのは平成24年2月であって公共事業が増えるという情勢ではありませんでした。元来、予定価格は国と都の基準で設定されており、都などの落札率は80%台ですから、予定価格に格差があるのではなく、少数入札が原因であります。

同時に、この意見は結果として区内寡占業者へのいっそうの利益をもたらすものとなります。松江 5 中で予定価格オーバーの入札のみで不調となったのは、予定価格を上乗せすることを暗に要求したものであり、入札者数が多いところでは起こりえない事態です。公共調達では自由競争の原理がいまや働いていないことが問題なのです。以上